

「青少年保護ワーキンググループ」開催要綱

1 目的

本ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」（以下「検討会」という。）の下に開催される WG として、インターネット上の違法・有害情報から青少年を保護するための適切な機能の在り方等に関する検討を専門的な見地から行うことを目的とする。

2 名称

本 WG は、「青少年保護ワーキンググループ」と称する。

3 検討事項

- (1) フィルタリングを含む閲覧防止策について
- (2) 発達に応じた保護について
- (3) 新たなリスクへの対応について
- (4) その他

4 構成及び運営

- (1) 本 WG の主査は、検討会の座長が指名する。
- (2) 本 WG の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 主査は、本 WG を招集し、運営する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本 WG を招集し、運営する。
- (6) 主査は、必要に応じ、本 WG の構成員又はオブザーバーを追加することができる。
- (7) 主査は、必要に応じ、本 WG の構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (8) その他、本 WG の運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事・資料等の扱い

- (1) 本 WG は、会議又は議事録を原則として公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本 WG で使用した資料は、原則として、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。ただし、公開することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合又は主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本 WG の会議については、原則として議事概要を作成し、総務省のウェブサイトに掲載し、公開する。

6 その他

本 WG の庶務は、総務省情報流通行政局情報流通振興課が行う。

青少年保護ワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

【構成員】

石戸 奈々子	慶應義塾大学教授 一般社団法人超教育協会理事長
上沼 紫野	LM虎ノ門南法律事務所 弁護士
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
鶴田 利郎	専修大学ネットワーク情報学部 准教授
水谷 瑛嗣郎	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所 准教授
米田 謙三	早稲田大阪高等学校 教諭